

平成30年度本部町教育委員会より給食費等援助のお知らせ

本部町教育委員会では、経済的に生活が厳しいために就学が困難な園児の保護者に対して、学校給食費等を援助する制度があります。

援助を受けるには申請が必要です。次のとおり本部町教育委員会で申請書を受け取り、提出してください。なお、小中学生のいる世帯で就学援助(準要保護)の申請をする世帯は、幼稚園児の学校給食費の援助についても、まとめて申請することができます。



対象世帯

- ①生活保護が廃止または停止になった世帯
- ②平成30年度市町村民税の非課税世帯
- ③その他特別の事情により著しく生活が困窮していると認める者

【必ずお読みください!】

上記のとおり、原則、①又は②の世帯が援助の対象世帯で、市町村民税の非課税世帯であることが条件です。平成29年度に③のように課税世帯で特別の事情により援助が認定された世帯であっても、平成30年度は認定されないことがあります。本部町の限られた財源の範囲内での援助となりますので、ご理解の程、よろしくお願いします。

※申請時に平成30年度の所得申告が済んでいない場合、援助の判定ができません。

申告が済んでない方(世帯全員)は、平成30年5月1日(火)以降に本部町役場町税対策課で申告をお願いします。

※平成30年1月1日に本部町に住民登録のない方は、本部町に所得課税情報がないため、援助の判定ができません。前住所地から「所得課税証明書」を取り寄せ、平成30年6月8日(金)までに教育委員会へ提出してください。

援助内容

- ①学校給食費
- ②新小学1年生用の入学用品費(入学前の平成31年3月に支給)

申請は
お早めに!

申請書の配布・受付期間

平成30年5月1日(火)~5月31日(木)

時間:9時~12時、13時~17時

提出先

本部町教育委員会(役場2階)
(学校教育班:TEL0980-47-2206)

